

平成 29 年度 南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会(第4回) 会議要旨

平成 30 年 2 月 16 日(金) 14:30~16:30
高知城ホール2階 中会議室「せんだん」

1 出席

- (1) 委員 5 名
- (2) オブザーバー 5 名
- (3) 事務局 8 名(林業振興・環境部 森下副部長、萩野環境対策課長、他 6 名)

2 議事

(1) 市町村行動マニュアル(アクションカード付き)の見直しについて

【事務局】

- ・市町村行動マニュアル(アクションカード付き)の修正内容の例示を提示。

【主な意見】

- ・ホワイトボードにより「解決済、未解決、要検討」の項目で対応状況を整理するとともに、ホワイトボードに書ききれない情報を含めて、記録を残して関係者に共有していくことを追記していただきたい。

【結論】

- ・上記意見を踏まえて最終案を作成し、委員・オブザーバーに提示(最終確認は座長に一任)。

(2) 高知県行動マニュアル(アクションカード付き)の作成(最終案)について

【事務局】

- ・高知県行動マニュアル(アクションカード付き)の最終案を提示。

【主な意見】

- ・関係団体の役割について、文字だけではなく机上訓練等で検証することも必要と考える。
- ・災害廃棄物対策における役割と業務内容について、該当者が誰かなのか考えて体制を整えていたほうがよいのではないか。
- ・マニュアルやアクションカードの有効性を検証していただきたい。
- ・「環境省(本省・地方環境事務所)」の記載(マニュアル 35 ページ)について、「地方環境事務所」に統一してよいのではないか。
- ・支援調整フロー(マニュアル 36 ページ)について、支援市町村に被災状況を聞く必要はないのではないか。
- ・支援調整フローについて、様式一覧(マニュアル 39 ページ)から使用する様式を記載しておくとうり分かりやすい。
- ・アクションカードについて、複数のチェックボックスと複数の後アクションがある場合は矢印を設けてもよいのではないか。
- ・アクションカードについて、どの役割のものか分かるよう工夫していただきたい。また、役割の略称の注釈を入れておいていただきたい。
- ・関係機関との連絡調整、市町村支援項目(マニュアル 35 ページ)について、要請を受けて支援するプル型を想定しているが、国や D.Waste-Net は要請が無くてもプッシュ型で支援に来ることがあるかもしれない。
- ・他県の訓練やブロック協議会では、情報伝達の手段を予め決めておいた方がよいとの話があり、今後検討していただきたい。

【結論】

- ・上記意見を踏まえて最終案を作成し、委員・オブザーバーに提示(最終確認は座長に一任)。
- ・関係団体の役割については、四国ブロック協議会が主催する情報伝達の机上訓練の内容をもとに随時情報を更新していく。
- ・災害廃棄物対策における役割と業務内容については、今後具体的な人員配置も検討し、マニュアルの実効性を高めていく。
- ・机上訓練に限らず、いろいろな方法でマニュアルを検証していく。

(3)県内広域ブロック別の災害廃棄物の処理方策の検討(最終案)について

【事務局】

- ・県内広域ブロック別の災害廃棄物の処理方策の最終案を提示。

【主な意見】

- ・県内広域ブロック別の可燃物・不燃物の処理可能量(会議資料 31 ページ)の脚注について、アンケートで回答があった事業者の稼働率の平均を回答がなかった業者に当てはめたということが分かるように修正をしていただきたい。
- ・①可燃物発生量と②焼却処理可能量について、県内広域ブロック別の可燃物発生量(L2)と焼却処理可能量の表(会議資料 21 ページ)では①/②と表記しているが、県内広域ブロック別の可燃物処理可能率と仮置場充足率(L2)(会議資料 28 ページ)では②/①と表記しており、統一したほうがよい。また、焼却処理可能量は年間焼却能力、埋立処分可能量は総量になることの補足説明や単位を記載することを検討していただきたい。
- ・災害廃棄物処理フロー(会議資料 33 ページ)について、埋立した残りの焼却灰のオーバーフローの表示をしておいていただきたい。
- ・災害廃棄物処理フロー(会議資料 32～38 ページ)の「焼却灰の〇〇%」の表記について、「焼却対象物の〇〇%」に修正していただきたい。
- ・⑥県内及び県外広域処理の検討方針(会議資料 40 ページ)について、東日本大震災の事例を踏まえ、焼却残渣を道路の路盤材にリサイクル使用して最終処分量を減らす方針を入れておいた方がよいのではないかと。
- ・二次仮置場に設置する資機材(会議資料 26 ページ)について、広域処理に資機材が最小限必要であることを理解しておき、発災後において必要な資機材を検討したうえで発注作業に移行することを記載してはどうか。
- ・高幡広域における産業廃棄物処理施設の焼却処理可能量(会議資料 31 ページ)について、セメント会社との協定により焼却処理可能量を上げていくことが重要である。
- ・焼却灰や飛灰もリサイクルする方針を示した方がよいのではないかと。

【結論】

- ・上記意見を踏まえて最終案を作成し、委員・オブザーバーに提示(最終確認は座長に一任)。
- ・高幡広域に立地するセメント会社との協定締結の際に、具体的な処理可能量についても協議していく。
- ・共通処理方針については、次年度以降も県内広域ブロック別の協議会で協議して随時見直していく。

3 その他参考意見

(委員の意見)

- ・環境省における災害廃棄物対策指針の改定について、予想以上に変更があり、改定後の指針をもとに市町村が取り組むのは難しい内容となっているかもしれない。次の地域ブロック協議会において、環境省から説明がなされるようである。
- ・計画と現場の実行は中々一致しないが、訓練を積み重ね、問題点を洗い出していくことで真の計画となっていく。
- ・県と市の連携が非常に重要であり、市町村行動マニュアルと県行動マニュアルを繋ぐことが次のステップとなるのではないか。

(オブザーバーの意見)

- ・(南国市)香南市・香美市とごみ処理施設を運営しており、毎年担当同士の交流もしているが、今後も益々連携を図っていくことで、処理対応を迅速にやっていけるのではないか。
- ・(土佐市)職員の業務マニュアルについて、来年度の訓練の結果を参考にしながらブラッシュアップしていきたい。
- ・(宿毛市)幡多広域の各市町村等で環境の幹事会を設置しており、県に意見をもらいながら来年度に課題検討をしていきたい。
- ・(芸西村)来年度の広域ブロックの協議会において、他市町村とのすり合わせ等を行うなかでいろいろと意見を言っていきたい。
- ・(中土佐町)、高幡地域もブロックで幹事会を設置している。マニュアルを理解しておくことは非常に重要であるが、発災時に活用できるかどうか。小規模自治体は人手が不足、情報伝達1つにしても大きな課題と考えている。